

我が国における温暖化対策税制について

～中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会中間報告～

取り進め方について

地球温暖化対策推進大綱の「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」。

第1ステップ（2002年～04年）

道路等の特定財源等については、温暖化対策を促進する「グリーン化」を積極的に推進。

道路特定財源

【使途のグリーン化】

温暖化対策関連の予算拡充

【課税面のグリーン化】

揮発油税等の暫定税率については、CO₂排出の増加を回避するため、来春の期限切れ後も、現行の税率水準を維持。

石油税、電源開発促進税等其他特定財源

【使途のグリーン化】

温暖化対策関連の予算拡充

温暖化対策のための研究開発や設備投資に係る税制面での優遇措置等の拡充

第2ステップ（2005年～）

要すれば、早期に、温暖化対策税を導入。税制改革全体の中で検討。
導入を明示することにより、温暖化対策への早期取組を促進。

3つの課税タイプ

すべての化石燃料（あるいはCO₂の排出）が課税対象。
課税対象及び課税段階により分類。

化石燃料上流課税

すべての化石燃料（石炭、石油、天然ガス）に対し、炭素含有量を勘案して、上流（輸入段階）で課税

化石燃料下流課税

すべての化石燃料（石炭、石油、天然ガス）に対し、炭素含有量を勘案して、下流（燃料の販売段階等）で課税

排出量課税

CO₂の排出に対し、その排出量に応じて排出者に直接課税

今後の課題

課税タイプに応じた、具体的な温暖化対策税の制度案を構築。

税収の使途、政策的な優遇措置について検討。

自主協定制度や国内排出量取引制度のような他の政策手法も含めた温暖化対策の政策パッケージ全体の中で検討。